

事例番号:340153

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第四部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 37 週 0 日- 尿検査で尿蛋白陽性

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 0 日

12:40 陣痛開始のため入院、尿検査で尿蛋白(2+)

#### 4) 分娩経過

妊娠 40 週 0 日

12:50 血圧 153/101mmHg

妊娠 40 週 1 日

8:55- 微弱陣痛のためオキシトシン注射液による陣痛促進

9:15- 収縮期血圧 140mmHg 以上、拡張期血圧 90mmHg 以上の高血圧を認める

15:10 頃- 胎児心拍数陣痛図で高度遷延一過性徐脈を認める

15:39 常位胎盤早期剥離のため帝王切開で児娩出、多量の凝血塊(約 300mL)あり

胎児付属物所見 胎盤の 1/3 以上剥離あり

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 1 日

(2) 出生時体重:2400g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.31、BE -21.2mmol/L

- (4) Apgarスコア:生後1分2点、生後5分1点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、胸骨圧迫、気管挿管、アドレナリン注射液投与
- (6) 診断等:  
出生当日 重症新生児仮死
- (7) 頭部画像所見:  
生後20日 頭部MRIで大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性脳症の所見を認める

## 6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数  
医師:産科医3名、小児科医1名  
看護スタッフ:助産師4名、准看護師2名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。
- (2) 妊娠高血圧症候群が常位胎盤早期剥離の関連因子である可能性がある。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠40週1日の15時10分頃またはその少し前の可能性があると考ええる。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

### 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

### 2) 分娩経過

- (1) 妊娠40週1日、微弱陣痛(「原因分析に係る質問事項および回答書」より)のためオキシトシン注射液を投与開始したことは一般的である。
- (2) 妊娠40週1日、子宮収縮薬使用時に文書による同意を得たこと、分娩監視装置による連続監視を行ったこと、およびオキシトシン注射液の使用量(開始時投与量、増量法)は、いずれも一般的である。

- (3) 胎児心拍数波形異常(遷延一過性徐脈)および内診時に出血(2+)を認め、常位胎盤早期剥離と診断したこと、帝王切開を決定したことは、いずれも適確である。
- (4) 帝王切開決定から20分後に児を娩出したことは適確である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生については、児の心拍・呼吸状態、蘇生処置の詳細について診療録の記載が不十分であり評価できない。これらの記録がないことは一般的ではない。
- (2) 重症新生児仮死のため、高次医療機関 NICU へ搬送したことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 児に実施した処置および児の状態を診療録に詳細に記載することが望まれる。緊急対応によりその時点で記録できない場合は、できる限り速やかに診療録に記載することが望まれる。
- (2) 新生児蘇生については、分娩に立ち会うすべてのスタッフが「日本版救急蘇生ガイドライン 2020 に基づく新生児蘇生法テキスト」に則した適切な処置が実施できるよう習熟することが望まれる。

【解説】本事例では、生後5分に徐脈となっているが、生後11分から胸骨圧迫を開始されていた。その間の心拍数については記録がなく詳細は不明だが、生後5分で徐脈を認める場合はただちに胸骨圧迫を開始することが望まれる。

- (3) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、また重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

- (4) 観察した事項や実施した処置に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】 本事例では、キリッソ注射液使用時の適応・医師の判断について記載がされていなかった。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。